四　今次の改定案の作成基準、勧告期限等の特例

（附則関係）

1　衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の行う今次の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数は、別表で定める数とするものとした。

2　審議会の行う今次の改定案の作成は、次に掲げる基準によって行わなければならないものとした。

㈠　各小選挙区の人口は、人口の最も少ない都道府県の区域内における人口の最も少ない小選挙区の人口以上であって、かつ、当該人口の二倍未満であること。

㈡　小選挙区の改定案の作成は、次に掲げる小選挙区についてのみ行うこと。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の人口の均衡を図り(1)の小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

(1)　㈠の都道府県の区域内の小選挙区

(2)　小選挙区の数が減少することとなる都道府県の区域内の小選挙区

(3)　㈠の基準に適合しない小選挙区

(4)　(3)の小選挙区を㈠の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

3　審議会の行う今次の改定案に係る勧告は、この法律の施行の日から六月以内においてできるだけ速やかに行うものとした。

4　政府は、今次の改定案に係る勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとした。

五　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、二（公職選挙法の一部改正）は、二の2に規定する法律の施行の日から施行することとした。

◇国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（法律第九六号）（総務省）

一　国家公務員退職手当法等の一部改正関係

1　退職手当の支給水準引下げ

退職手当について、国家公務員退職手当法（昭和二八年法律第一八二号）本則の規定により計算した額（調整額を除く。）に乗じる調整率を一〇〇分の一〇四から一〇〇分の八七に引き下げるとともに、調整率の適用対象に自己の都合による退職者又は勤続二〇年未満の退職者を含めることとした。（国家公務員退職手当法附則第二一項及び第二二項並びに昭和四八年法律第三〇号附則第五項～第七項関係）

2　早期退職者の募集及び認定の制度の導入

㈠　各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととした。（国家公務員退職手当法第八条の二第一項及び第二項関係）

(1)　職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、国家公務員退職手当法第五条の三の政令で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2)　組織の改廃又は官署若しくは事務所の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は官署若しくは事務所に属する職員を対象として行う募集

㈡　職員（国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第八二条の規定による懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者等を除く。）は、募集の期間中いつでも応募し、㈣に掲げる退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、各省各庁の長等は職員に対しこれらを強制してはならないこととした。（国家公務員退職手当法第八条の二第三項及び第四項関係）

㈢　各省各庁の長等は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下「認定」という。）をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨等を応募者に書面により通知するものとした。（国家公務員退職手当法第八条の二第五項～第七項関係）

㈣　認定を受けた応募者が募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき等に該当するときは、認定は、その効力を失うこととした。（国家公務員退職手当法第八条の二第八項関係）

㈤　総務大臣は、毎年度、各省各庁の長等から送付を受けた募集実施要項及び報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表することとした。（国家公務員退職手当法第八条の二第九項及び第一〇項関係）

3　定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直し

定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差一年当たりの俸給月額の割増率を当該年数及び俸給月額に応じて一〇〇分の三を超えない範囲内で政令で定める割合とするとともに、この適用対象を勤続二〇年以上の退職者とし、2に掲げる早期退職者の募集に応じ認定を受けて退職した者をこれに含めることとした。（国家公務員退職手当法第五条の三及び第六条の三関係）

二　国家公務員共済組合法等の一部改正関係

1　退職等年金給付

㈠　退職等年金給付は、退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金とした。（国家公務員共済組合法第七四条関係）

㈡　退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、有期退職年金の支給期間は二〇年又は一〇年とした。（国家公務員共済組合法第七六条関係）

㈢　退職年金は、一年以上の引き続く組合員期間を有する六五歳以上の退職者に支給するほか、六〇歳以上の退職者は支給の繰上げを請求できることとした。（国家公務員共済組合法第七七条及び附則第一三条関係）

㈣　退職年金の額は、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じ、基準利率による利子を加えた給付算定基礎額を年金現価率で除して得た金額とした。（国家公務員共済組合法第七五条、第七八条及び第七九条関係）

㈤　有期退職年金に代えて一時金の支給を受けることができることとした。（国家公務員共済組合法第七九条の二関係）

㈥　一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合、遺族に対して有期退職年金の支給を受けていない額の一時金の支給を行うこととした。（国家公務員共済組合法第七九条の四関係）

㈦　公務障害年金及び公務遺族年金について、その受給権者及び給付水準等を定めることとした。（国家公務員共済組合法第八三条～第九三条関係）

㈧　組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととした。（国家公務員共済組合法第九四条～第九七条関係）

2　費用負担等

㈠　退職等年金給付に要する費用は、組合員の掛金一〇〇分の五〇及び国の負担金一〇〇分の五〇をもって充てることとしたほか、少なくとも五年ごとに再計算を行うこととした。（国家公務員共済組合法第九九条関係）

㈡　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と退職等年金分掛金の割合は、一、〇〇〇分の七・五を超えない範囲とした。（国家公務員共済組合法第一〇〇条関係）

㈢　国家公務員共済組合連合会は、退職等年金給付の支払、退職等年金給付積立金の管理及び運用等の業務を行うこととした。（国家公務員共済組合法第二一条及び第三五条の二～第三五条の五関係）

㈣　国家公務員共済組合連合会は、一定の場合に地方公務員共済組合連合会に対して財政調整拠出金の拠出を行うこととした。（国家公務員共済組合法第一〇二条の二及び第一〇二条の三関係）